

鈴鹿市公告第29号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第88条第2項の規定により換地計画を公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第55条の2において準用する同令第3条の規定により公告する。

なお、当該換地計画について意見のある利害関係者は、同法第88条第3項の規定により、縦覧期間内に施行者である鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理組合に意見書を提出することができる。

令和6年4月30日

鈴鹿市長 末松 則子

1 事業名称

鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理事業

2 縦覧場所

鈴鹿PAスマートIC周辺土地区画整理組合事務所（鈴鹿市三日市三丁目20番3
1号鎌田ビル2—C）

3 縦覧期間

令和6年5月1日から同月14日まで（土日祝日を含む。）

4 縦覧時間

午前9時から午後5時まで